

告示

埼玉県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品鷲宮店

埼玉県久喜市鷲宮三丁目二十六番六号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二三六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一二二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三四立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後九時

（変更後）午前六時十五分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時四十五分から午後九時三十分

（変更後）午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時四十五分から午後七時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年二月十三日

ニ 届出年月日

令和二年六月十二日

ニ 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課